

## 意見

全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「骨子案」というものと実際の「政令」「委員会規則」との関係を明確にして欲しい。</li> <li>・今後「政令」「委員会規則」を改正する場合にも今回と同様にパブコメ期間を設けるのか。</li> </ul>
個人識別符号 政令第一条第一項 一 口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「防犯カメラ」や「自販機」の場合、利用目的を公表していないケースが目につくので、これを個人識別符号＝個人情報として明確にすることで利用目的の通知公表を義務化することは良いことだと思う。</li> </ul>
個人識別符号 政令第一条第一項 一 二	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「コールセンターの録音」の場合、録音音声をデジタル解析して氏名などを名乗らなくても過去の録音からどの者かを識別しているようなことがあるとしたら、これを個人識別符号＝個人情報として明確にすることは良いことだと思う。</li> <li>・一方、「コールセンターの録音」の場合、録音音声を保存していても、どの者かを識別していない場合は個人情報ではないと解釈してよいか。</li> </ul>
個人識別符号 政令第一条第一項 四	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「道路交通法第九十三条第一項第一号の免許証の番号」以外の免許証番号（船舶免許、飛行機のライセンスなど）は個人識別符号に含めないのか？</li> </ul>
個人識別符号 政令第一条第一項 八	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報保護委員会規則で新規に定める場合又は改定する場合は、事業者への影響が発生する場合があるため、パブリックコメントなどの手続きにより意見を収集した上で、実施までの十分な対応時間を考慮すべきである。</li> </ul>
その他個人識別符号に関する意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「携帯電話番号のみ」あるいは「数字の羅列等になっているメールアドレスのみ」を取得した場合には、個人情報の取得に当たらないとして良いのか？</li> <li>悪質な事業者は「電話番号占い」として「携帯番号」と「占って欲しい項目」のみを取得して、取得した「携帯番号」と「占って欲しい項目」を売り飛ばすという事例があるが、違法とならないことに問題は無いのか。</li> <li>・なおその場合は、「携帯電話番号のみ」あるいは「数字の羅列等になっているメールアドレスのみ」を取得した場合には、個人情報の取得に当たらないが、悪質な事業者の利用を防ぐために、取扱事業者は漏洩等が起こらないように十分に注意するとの理解でよいか。</li> </ul>
要配慮個人情報 政令第二条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律にある「その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。」についてはJISQ15001:2006との差分を検討しなくて良いか？</li> <li>・思想</li> <li>・宗教(信条)</li> <li>・民族</li> <li>・本籍地(出自)</li> <li>・勤労者の団結権</li> <li>・団体交渉その他団体行動の行為に関する事項</li> <li>・集団示威行為への参加</li> <li>・請願権の行使その他の政治的権利の行使に関する事項</li> <li>・性生活(性的指向)</li> </ul>
要配慮個人情報 政令第二条第一項 二及び三	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「その他医療に関連する職務に従事する者」として「薬剤師」「登録販売者」について検討しなくて良いか。</li> </ul>

<p>要配慮個人情報の同意なき取得ができる場合 政令第七条</p>	<p>・「未成年者の場合保護者の同意や法定代理人等が同意した場合」が明確でないため、「保護者から子どもの要配慮個人情報を取得する場合」や「障害者の家族や被介護者の家族・ヘルパーから要配慮個人情報を取得する場合」を個人情報保護法第17条第2項2,3に限定することは実務上の無理を生じる。</p>
<p>要配慮個人情報の同意なき取得ができる場合 政令第七条</p>	<p>・目視によって取得できる個人情報について、政令案として示されたものを見て下記【A】【B】のとおり論理破綻しており、個人情報保護法の全体整合性に問題がある。</p> <p>【A】本人を目視して取得というのが、「意図的に取得しようとしたのではなく目に入ってきて脳に記憶された場合」を指すのであれば、確かに「要配慮個人情報となるものを目視したとしても本人の同意を得る必要が無い。」というのは合点がいく。しかし、この事を要配慮個人情報に関してのみ政令の定めるといことになると、「要配慮個人情報以外の個人情報を意図的に取得しようとしたのではなく目に入ってきて脳に記憶された場合」には、利用目的を通知または公表しなければいけない。</p> <p>【B】一方で本人を目視して取得というのが、「意図的に取得しようとしたもので目に入ってきて脳に記憶されたものをメモに残す。データ入力する。」を指すのであれば、それは本人同意をとるべきではないか。この場合で本人同意を不要とするなら、事業者はあえて「要配慮個人情報は目視によって取得しメモに残す。データ入力する。」という方法をとる方法を選択しかねない。</p>
<p>個人情報データベース等から除外されるもの 政令第三条第一項</p>	<p>・「販売」は通常有償を意味する。したがって、たとえばNTTの電話帳は無償配布だから、これに該当しない。その結果、NTTの電話帳は除外しないものになるが、それでいいか。またFacebookの場合も無償だが、同様と考えてよいか。</p> <p>・また、例えばカーナビがネット配信でも「発行」になるのであれば、Facebookも「発行」になると考えてよいか。</p>
<p>個人情報取扱事業者の除外事項の削除</p>	<p>・個人情報保護法76条の個人情報保護法第4章の適用除外となるかどうかの判断が主務大臣によらず個人情報保護委員会によることとなる場合に、例えば「著述であるか否か」の判断は何によってなされるのか。</p>
<p>匿名加工情報 委員会規則第十九条</p>	<p>・委員会規則全ての基準に合致した「匿名加工情報」がどのように活用できるのかイメージができない。利活用を目的に作ったルールではないのか。</p>
<p>匿名加工情報 委員会規則第十九条第一項三</p>	<p>・委員会規則の「個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号を削除すること」をしてしまうと、第三者提供先での不可逆性が失われるだけでなく提供元事業者においても、提供先事業者で分析してもらった結果を自社に戻して可逆化できない。これでは匿名加工による利活用が出来なくなってしまう。JRスイカの例でも、スイカIDを別の番号に振り替えて他社に分析させた結果をJR内で可逆化して利用できなくなってしまう。</p> <p>これを「第三者提供」ではなく「委託」で行なえば良いと整理した場合は、A社 B社がそれぞれの顧客情報を合体させて第三者に分析させた後に自社顧客のみを可逆化して利用することを閉ざすことになる。</p>
<p>匿名加工情報 委員会規則第二十条第一項三</p>	<p>・前条で「個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号を削除すること」としているが、ここでは「加工の方法に関する情報(その情報を用いて当該個人情報を復元することができるものに限る。)をいう。」を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。」としていることに矛盾はないのか。</p>

匿名加工情報 委員会規則第二十二條 第二項及び第二十三條 第二項	・「匿名加工情報を第三者に提供するときの明示は、電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により行うものとする。」について、ここでは「匿名加工情報の提供先に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。」の部分であるから「電子メールを送信する方法又は書面」ではなく「書面又はそれに代わる方法として記録の残る方法」とすべきではないか。
第三者提供のオプトアウト 委員会規則第七條 第一項一	・「本人が提供の停止を求めるのに必要な期間をおくこと。」とあるが既にオプトアウトによる提供を行なっている場合には「必要な期間」というのはいつの時点から起算するのか。
第三者提供のオプトアウト 委員会規則 第七條 第三項	・代理人による届け出をする場合とは、例えばどんなケースを想定しているのか。
第三者提供のオプトアウト 委員会規則 第十條	・「個人情報取扱事業者は、法第二十三條第四項の規定による公表がされた後、速やかに、……を公表するものとする。」とあるが、現状で既に以前より継続的にオプトアウトに事を公表している場合はそのまま問題ないか。あるいは、届出前、公表前には暫定処置が必要となるのか。
外国の事業者への提供 委員会規則 第十一條	・「個人データの提供を受ける外国の第三者」の中に委託先が含まれるものと理解するが、再委託先については最初の委託元に課される要求となるのか。 ・「個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること。」とは、例えばどのような認定を指すのか。国または委員会より上記の認定の事例が公表されるのか。
第三者提供に係る記録の作成等 委員会規則第十二條 第二項	・「反復して提供することが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。」とあるが、その前書きにて「オプトアウト手続きによる提供を除く」とある。しかし、カーナビ製品販売等においては、オプトアウトの方法を取っているのが通常であり、出荷の都度記録を残すのは無理がある。
第三者提供に係る記録の作成等 委員会規則第十二條 第三項、第十三條	・「本人の同意を得て本人に対する物品又は役務の提供に関連して当該本人に係る個人データを第三者に提供した場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に次条第一項に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって法第二十五條第一項の当該事項に関する記録に代えることができる。」とあるが、例えば「通販会社が受注して産地直送品を農家から送らせるという場合」に下記の情報を書面に作残すというのは、面倒があるのではないか。  当該個人データの項目→項目を記録に残さず「実データ:提供した本人の氏名・電話番号・住所」は記録しているが、わざわざ「項目」というものは記録していないケースもある。実データを残していない場合には「項目」を残すが実データを残している場合には「項目」は不要ではないか。
第三者提供を受ける際の確認等	・提供元から個人データでないという確認、契約を締結した上で提供を受けたデータが個人データであった場合は提供元が責任を負うという理解でよいか。提供を受ける側の確認義務は無いとの理解でよいか。